

訓令番号	訓令名	所管名	公布年月日
訓令第6号	さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	職員課	平成31年4月15日
訓令第7号	さいたま市公文例規程の一部を改正する訓令	総務課	平成31年4月24日

さいたま市訓令第6号

さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員安全衛生管理規程（平成13年さいたま市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者				別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者			
箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者の職	箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者の職
[略]				[略]			
3	[略]		<u>保健総務課長</u>	3	[略]		<u>保健所次長</u>
[略]				[略]			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

さいたま市訓令第7号

さいたま市公文例規程の一部を改正する訓令

さいたま市公文例規程（平成13年さいたま市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(書式)</p> <p>第6条 公文書の書式は、次の基準による。</p> <p>(1) 用紙は、<u>日本産業規格</u>によるA4判を用いる。ただし、別に規格の定めのある場合その他特に他の規格の用紙を必要とする場合は、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>別記（第7条関係）</p> <p>第1 例規文書の書式</p> <p>1 条例</p> <p>条例番号は、暦年による一連番号とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 全部を改正する場合</p> <p>新たに制定する場合の例による。ただし、次のように題名の次に全部を改正する旨の文言を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> <p>×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例（<u>令和</u>○年さいたま市条例第○号）の全部を改正する。</p> </div> <p>(3) 一部を改正する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> <p>×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例（<u>令和</u>○年さいたま市条例第○号）の一部を次のように改正する。</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>×この条例は、<u>令和</u>○年○月○日から施行する。</p> </div> <p>(4) 廃止する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> <p>×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例（<u>令和</u>○年さいたま市条例第○号）は、廃止する。</p> </div>	<p>(書式)</p> <p>第6条 公文書の書式は、次の基準による。</p> <p>(1) 用紙は、<u>日本工業規格</u>によるA4判を用いる。ただし、別に規格の定めのある場合その他特に他の規格の用紙を必要とする場合は、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>別記（第7条関係）</p> <p>第1 例規文書の書式</p> <p>1 条例</p> <p>条例番号は、暦年による一連番号とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 全部を改正する場合</p> <p>新たに制定する場合の例による。ただし、次のように題名の次に全部を改正する旨の文言を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> <p>×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例（<u>平成</u>○年さいたま市条例第○号）の全部を改正する。</p> </div> <p>(3) 一部を改正する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> <p>×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例（<u>平成</u>○年さいたま市条例第○号）の一部を次のように改正する。</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>×この条例は、<u>平成</u>○年○月○日から施行する。</p> </div> <p>(4) 廃止する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> <p>×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例（<u>平成</u>○年さいたま市条例第○号）は、廃止する。</p> </div>

[略]

×この条例は、令和○年○月○日から施行する。

(5) 条例の公布文及び条例番号

[略]

××令和○年○月○日

[略]

2 [略]

第2 令達文書

1 訓令

訓令番号は、暦年による一連番号とする。

(1) 規程形式をとる場合

条例の例による。ただし、公布文（訓令番号を含む。）の形式を次のようにするものとする。

[略]

××令和○年○月○日

[略]

(2) 規程形式をとらない場合

[略]

××令和○年○月○日

[略]

2 通達

[略]

令和○年○月○日×

[略]

備考 [略]

3 指令

[略]

××令和○年○月○日

[略]

第3 公示文書の書式

1 告示

告示番号は、暦年による一連番号とする。

(1) 規程形式をとる場合

条例の例による。ただし、公布文（告示番号を含む。）の形式を次のようにするものとする。

ア 新たに制定する場合又は全部を改正する場合

[略]

××令和○年○月○日

[略]

イ 一部を改正する場合

[略]

××令和○年○月○日

[略]

ウ 廃止する場合

[略]

×この条例は、平成○年○月○日から施行する。

(5) 条例の公布文及び条例番号

[略]

××平成○年○月○日

[略]

2 [略]

第2 令達文書

1 訓令

訓令番号は、暦年による一連番号とする。

(1) 規程形式をとる場合

条例の例による。ただし、公布文（訓令番号を含む。）の形式を次のようにするものとする。

[略]

××平成○年○月○日

[略]

(2) 規程形式をとらない場合

[略]

××平成○年○月○日

[略]

2 通達

[略]

平成○年○月○日×

[略]

備考 [略]

3 指令

[略]

××平成○年○○月○○日

[略]

第3 公示文書の書式

1 告示

告示番号は、暦年による一連番号とする。

(1) 規程形式をとる場合

条例の例による。ただし、公布文（告示番号を含む。）の形式を次のようにするものとする。

ア 新たに制定する場合又は全部を改正する場合

[略]

××平成○年○月○日

[略]

イ 一部を改正する場合

[略]

××平成○年○月○日

[略]

ウ 廃止する場合

[略]
××令和○年○月○日
[略]

(2) 規程形式をとらない場合

[略]
××令和○年○月○日
[略]

第4 議案文書の書式

議案番号は、暦年による一連番号とする。

1 条例議案の場合

[略]
××令和○年○月○日提出
[略]

2 一般議案の場合

[略]
××令和○年○月○日提出
[略]

第5 一般文書の書式

[略]
令和○年○月○日×
[略]

[略]
××平成○年○月○日
[略]

(2) 規程形式をとらない場合

[略]
××平成○年○月○日
[略]

第4 議案文書の書式

議案番号は、暦年による一連番号とする。

1 条例議案の場合

[略]
××平成○年○月○日提出
[略]

2 一般議案の場合

[略]
××平成○年○月○日提出
[略]

第5 一般文書の書式

[略]
平成○年○月○日×
[略]

附 則

この訓令中別記の改正は平成31年5月1日から、第6条の改正は平成31年7月1日から施行する。